

1 4 申込みに必要な書類

(1)～(4)の書類は必ず揃えてお申し込みください。また、受験要件により(5)と実務経験の内容に応じて(6)(7)の書類を追加してください。

- (1) 試験申込書・写真票 (それぞれを切り離さないでください。)
- (2) 写 真 (1枚) ・縦4.5cm×横3.5cm、正面、無帽、無背景のもの
・6ヶ月以内のもの、スナップ写真は不可。
・裏面に住所・氏名を記入の上、写真票に貼付
- (3) 振替払込請求書兼受領証 (受験手数料払込) ・申込書裏面指定場所に貼付 (ATM振込の控えでも可)
・払込の確認ができないと受験できません。
- (4) 実務経験 (見込) 証明書 (30・32頁)

- ① 必ず今年度の様式を使用して証明をお取りください。複数の勤務先での実務経験がある場合は、合算することができます。その場合は30頁の様式をコピーしてお使いください。
- ② 勤務した事業所・施設等の長又は法人等の代表者が証明者となります。
派遣社員は、派遣元会社から派遣先施設等ごとに証明書を作成してもらってください。
- ③ 個人開業等、証明者と受験者が同一の場合を除いては、**申込者が自書したものは無効**となります。
- ④ <見込受験の方> 申込日までに実務経験の期間又は日数が満たなくとも勤務を継続している場合は、試験日前日(10月10日)までを算入することができます。
※『実務経験見込証明書』(32頁)を作成依頼し申込み、後日期間(日数)を満たした『実務経験証明書』を下記期限までに**簡易書留郵便**で再提出してください。期限までに提出がない場合、実務経験を満たさなかったものとして、**受験が無効**となります。
- 提出期限 10月21日(水)当日消印有効**
- ⑤ <省略受験の方> 平成30年度、令和元年度に神奈川県で受験した方(無効者は除く)は、**不合格通知**を提出することで、また、平成30年度に欠席した方は**受験票**を提出することで、実務経験証明書を省略することができます。その他資格等を証明する書類は必要です。
- ⑥ <再試験辞退の方> 令和元年度に神奈川県で再試験を辞退した方は、令和元年度10月の**受験票(水色)**を提出することで、実務経験証明書を省略することができます。その他資格等を証明する書類は必要です。

(5) 資格等を証明する書類

受験資格	受験資格コード	必要書類
国家資格等に基づく業務	101～303	資格免許証又は登録証の写し ※氏名変更等で裏面に記載がある場合は、裏書の写し も必要です。(20頁(7)①参照)
相談援助業務	401～409	※提出書類なし

- ① 国家資格等の**合格証**は認められません。
- ② 紛失及び氏名変更等再発行手続き中の場合は、申込書の「見込受験」欄の該当箇所には○をし、申込書・実務経験証明書とあわせて、変更の手続きにあたって提出した申請書類等の

写しや簡易書留の控え及び手数料の振込み控えを同封してください。後日、資格免許証等が届き次第、速やかにその写しを簡易書留郵便で提出してください。期限までに提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとして、**受験が無効**となります。

提出期限 10月21日(水) 当日消印有効

(6) 実務経験証明書の内容に応じて提出する書類

① 証明者と受験者が同一の場合

(例 出張専門の針灸あん摩マッサージ指圧師、個人開業の柔道整復師等)

- ・ 自身が証明者となった実務経験証明書に加えて、開設届証明書、開業許可証、認可証、届出書、業務委託契約書等の開業（及び閉院）の年月日が確認できる書類
※ 開設届証明書は、開設を届け出た各保健所の証明用紙に必要事項を記入の上、証明印をもらってください。

② ボランティア団体等における介護業務の場合

- ・ 団体名、発足時期、活動内容・実績等団体の概要が分かる書類
市区町村ボランティアセンター等に登録している団体についてはその旨の書類

③ 同一時期に2か所以上の勤務をしていた場合

- ・ 勤務記録証明書 (34 頁)
それぞれの事業所における重複期間分の勤務日が確認できる書類 (16 頁Q14 参照)

(7) その他の書類

① 申込書と資格免許（登録）証等の姓名が異なる場合

- ・ 戸籍抄本又は氏名の変更が確認できる公的書類（年金手帳、運転免許証等）の氏名変更前と後の両方を確認できる部分の写し

② 受験に際し特別な配慮を希望する場合

- ・ 身体障害者等受験特別措置申請書 (40 頁)
- ・ 身体障害者手帳の写し又は診断・意見書 (42～45 頁該当の様式)
※ 詳しくは、38～39 頁「受験に際して配慮の必要な場合」をお読みください。

③ 試験申込み後に、申込書等の記載内容（住所・氏名・勤務先）に変更が生じた場合

- ・ 申込書記載事項変更届 (36 頁)

- ※ 申込書類に不備がある場合は、再提出等の補正を求めます。
また、実務経験証明書の証明内容等に関して、確認のため追加の書類提出を求められる場合があります。(念のため申込書類一式のコピーをご自身で保管してください。)
提出を求めた必要書類が期限までに提出されない場合は、受験できません。
- ※ 証明できる書類がない場合は、実務経験として算入することはできません。
事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合等は、17 頁Q18 をご参照ください。